

資料2

平成16年12月3日
警察庁生活安全企画課

「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則」について

1 趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）の改正により新設された第8条の2により、警察本部長等は、配偶者からの暴力を受けている者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとされた。

そこで、同条に基づき標記の国家公安委員会規則を制定したものである。

2 規則の内容

(1) 援助

警察本部長等が、援助の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めて行う援助は、次に掲げる措置のうち、適当なものを選択することにより行うものとする。

- ① 当該申出者に対し、被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難その他の措置を教示すること。
- ② 加害者に当該申出者の住所又は居所を知られないようにすること。
- ③ 配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉（被害防止交渉）を円滑に行うための措置で、次に掲げるもの
 - a 当該申出者に対し、被害防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害防止交渉に関する事項について助言すること。
 - b 加害者に対し、被害防止交渉を行うため、必要な事項を連絡すること。
 - c 被害防止交渉を行う場所として警察施設を利用させること。
- ④ その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために相当と認める援助

(2) 援助申出書

警察本部長等は、申出の内容等を確認するため、援助申出書の提出を求めるものとする。

3 意見募集

平成16年10月8日（金）から10月27日（水）までの間、意見募集を実施
意見総数は69件

4 その他

平成16年11月8日に公布、12月2日（木）（改正法施行日）施行

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令(法務七七)

〔規 則〕

○配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則(国家公安委一八)

〔告 示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留學及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件(法務五四三)

○日本国に帰化を許可する件(同五四四)

○過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正のイタリヤによる批准に関する件(外務七〇五)

○マジロ病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とマーシャル諸島共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同七〇六)

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同七〇七)

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同七〇八)

○ブロンペン市小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件(同七〇九)

○リプロダクティブヘルス・家庭保健研修センター・機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同七一〇)

○第四次貧困地域結核抑制計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同七一〇)

○新疆ウイグル自治区医療水準向上計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同七一〇)

○ディリ電力復旧計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同七一一)

○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件(同七一四)

○保安林の指定をする件(農林水産二〇〇二〇〇九)

○高速自動車国道に関する件(国土交通一三五四)

○道路に関する件(関東地方整備局三二七〇三二九)

○都市計画に関する件(中部地方整備局一二七、一二八)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省 外務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

薬事法施行規則第二十四条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録に関する省令に基づく登録講習機関を公示する件(厚生労働省)

労 働

最低賃金の決定に関する公示(福岡労働局最低賃金公示二)

最低賃金の改正決定に関する公示(千葉労働局最低賃金公示四、神奈川同三、静岡同三、山口同三、愛媛同二、福岡同三〇六)

船員中央労働委員会委員候補者の推薦について(国土交通省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

押取物還付、相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金解散・清算人兼任、林野庁共済組合法定款の一部変更関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

省 令

○法務省令第七十七号

手形法（昭和七年法律第二十号）第八十三条及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六十九条の規定に基づき、昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年十一月八日

法務大臣 南野知恵子

昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令

昭和八年司法省令第三十八号の一部を次のように改正する。

別表酒田手形交換所の項中「酒田手形交換所」を「庄内手形交換所」に改め、同表鶴岡手形交換所の項を削る。

附 則

この省令は、平成十六年十一月二十二日から施行する。

規 則

○国家公安委員会規則第十八号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第八条の二の規定に基づき、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則を次のように定める。

平成十六年十一月八日

国家公安委員会委員長 村田 吉隆

配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則

（援助）

第一条 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「法」という。）第八条の二の援助を受けた旨の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めて行う援助は、次に掲げる措置のうち、適当なものを探ることににより行うものとする。

- 一 当該申出をした者（以下「申出者」という。）に対し、当該申出者が配偶者からの暴力（法第六条に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）による被害を自ら防止するため、当該申出者の状況に応じて避難その他の措置を教示すること。
- 二 配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者（以下「加害者」という。）に当該申出者の住所又は居所を知られないようにすること。
- 三 当該申出者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉（以下「被害防止交渉」という。）を円滑に行うための措置で、次に掲げるもの。
 - イ 当該申出者に対し、被害防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害防止交渉に関する事項について助言すること。
 - ロ 加害者に対し、被害防止交渉を行うため、必要な事項の連絡を行うこと。
 - ハ 被害防止交渉を行う場所として警察施設を利用させること。
- 四 その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために適当と認める援助（援助申出書）

第二条 警察本部長等は、前条の援助に係る申出につき適当な措置を採るに当たり、当該申出の内容その他の当該申出に係る状況を確認するため別記様式の援助申出書の提出を求めるものとする。

附 則

この規則は、法の施行の日（平成十六年十二月二日）から施行する。

別記様式（第2条関係）

援助申出書		※受理年月日	※受理番号
氏名及び住所		年 月 日	
申出者	住所・居所 (ふりがな)	電話 ()	性別 男・女
加害者	住所 (ふりがな)	電話 ()	性別 男・女
受けたい援助の内容		1 被害を自ら防止するための措置の教示 2 住所又は居所を知られないようにするための措置 3 被害防止交渉に関する事項についての助言 4 加害者への被害防止交渉のための必要な事項の連絡 5 被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 6 その他 ()	
その他参考事項			

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申出者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。